

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年11月24日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2001011号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100087号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年12月21日から平成15年4月21日まで

請求期間は、出産に向けた準備期間でA社の仕事を休んでいたが、その休業期間中に同社から突然解雇された。

平成13年11月又は同年12月頃だったと思うが、突然自宅に電話がかかってきて、当時の私に可能な仕事がないのだと一方的に解雇を伝えられた。

妊娠期間中の一方的な解雇は無効だと思うので、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、平成13年12月21日から平成15年4月21日に訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を求めていることから、当厚生局において、請求者の請求を認めるか否かは、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(以下「認定基準」という。)第3章第1の基準に基づき判断することになるところ、雇用保険記録によると、請求者は、平成11年2月1日にA社で被保険者資格を取得し、平成15年4月30日に離職しており、請求期間当時、請求者は、雇用保険の被保険者であることが確認できる。

しかしながら、A社は、前述の雇用保険記録の離職年月日が平成15年4月30日になっている理由は不明とした上で、請求者の請求期間における在職状況を確認できる雇用契約書、出勤簿、賃金台帳等の資料は保管していないが、請求期間当時のパート従業員の時給が書かれた手書の資料が保管されており、当該資料を見ると、平成11年度から平成13年度にかけて請求者の氏名が確認できるものの、当該氏名は、平成13年度に取り消されている上、平成14年度及び平成15年度には、当該氏名が記載されていないことから、請求者は、平成13年度に退職したと思われる旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成13年12月21日)は、同年12月28日に処理されており、同日付けで健康保険証が返納されている上、企業年金連合会から提出された請求者の中脱記録照会(回答)によると、請求者のB基金の資格喪失年月日も、同年12月21日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間を含む平成13年12月21日から平成16年7月11日までの期間について、国民年金の第1号被保険者になっている上、当該期間は、平成21年6月9日付けの処理により、法定免除期間になっていることが確認できる。

加えて、請求者から提出された預金通帳を見ると、平成13年12月28日の給与振込を最後に、その後の給与振込は確認できない上、請求者は、請求期間について、A社から給与の支払い及び厚生年金保険料の控除はなく、別途、同社に対して厚生年金保険料を送金することもなかった旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者としてA社に在籍していたこと及び請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は、妊娠期間中である平成13年11月又は同年12月頃に、A社から一方的に解雇された旨主張しているが、当厚生局は、前述のとおり、認定基準に基づいて年金記録の訂正の可否を判断する行政機関であり、解雇が無効であるか否かを判断する機関ではない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100100号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100088号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における請求期間のうち、平成24年1月1日から平成27年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年1月から同年8月までは16万円を28万円、同年9月から平成27年6月までは16万円を26万円とする。

平成24年1月から平成27年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年1月から平成27年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成22年4月28日から平成27年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成22年4月から同年7月までは19万円、同年8月から平成23年8月までは22万円、同年9月から同年12月までは26万円、平成24年1月から平成26年8月までは30万円及び同年9月から平成27年6月までは32万円とする。

平成22年4月から平成23年12月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)及び平成24年1月から平成27年6月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年4月28日から平成27年7月1日まで

国(厚生労働省)の記録によると、私がA事業所に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、同事業所発行の給与明細書に記載されている給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書しか保管していないが、調査の上、請求期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出されたA事業所の給与明細書、同事業所から提出された請求者に係る賃金台帳、B金融機関の請求者に係る取引推移一覧表及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者が、請求期間のうち平成24年1月1日から平成27年7月1日までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成24年1月1日から平成27年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成24年1月から同年8月までは28万円及び同年9月から平成27年6月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間のうち平成24年1月1日から平成27年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、前述の給与明細書、賃金台帳、取引推移一覧表及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答により確認できる報酬月額から、平成22年4月から同年7月までは19万円、同年8月から平成23年8月までは22万円、同年9月から平成23年12月までは26万円、平成24年1月から平成26年8月までは30万円及び同年9月から平成27年6月までは32万円とすることが妥当である。

ただし、平成22年4月から平成23年12月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）及び平成24年1月から平成27年6月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000831号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100029号

第1 結論

昭和58年9月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月から同年12月まで

勤めていた会社を辞めて親元に戻ったので、昭和58年に父がA県B町(当時)役場において、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

しかし、年金記録では、請求期間は保険料未納期間と記録されているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の記号番号の前後の国民年金被保険者の加入記録等から判断すると、昭和59年1月頃に国民年金の加入手続が行われたことにより払い出されたものと推認でき、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い、当該保険料を納付したとされる請求者の父は、保険料納付等に関する記憶は明確でなく、当時の具体的な手続及び納付状況を確認することができない。

また、C市が保管する請求者に係るB町の国民年金被保険者名簿を見ると、納付状況を記載する欄に請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、昭和60年9月6日に、請求者に係る過年度保険料の納付書が作成されており、同日時点において、過年度納付が可能な国民年金被保険者期間は請求期間のみであることから、当該納付書は請求期間に係るものと考えられ、請求期間に未納期間があったことがうかがえる。

このほか、請求期間について、請求者及び請求者の父が請求者に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2001010号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100089号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年12月15日から昭和41年10月1日まで

私は、昭和40年12月15日から昭和41年10月1日までの期間は、A事業所に勤務していた。後日、厚生年金保険の記録が取り消されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされている。

B県人事課の回答及び請求者から提出された在職証明書により、請求者が請求期間において、臨時的任用職員としてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和41年4月1日であり、請求期間のうち、同日よりも前の期間について、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B県人事課は、請求者に係る出勤簿、賃金台帳、厚生年金保険の届出に関する資料等は保存期間が過ぎており確認できない旨回答しており、B県人事課から、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、日本年金機構は、請求者の請求期間に係る出勤簿や賃金台帳等の資料がなく、請求期間の勤務実態及び報酬月額を確認することができないため、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者の要件を満たしていたか否かは判断できない旨回答及び陳述している。

このほか、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、請求者は、昭和41年4月1日にA事業所で厚生年金保険に加入したにもかかわらず、後日、当該記録が取り消されたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、日本年金機構が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求者の資格取得年月日は昭和41年4月1日と記載されているところ、新規で払出しされた厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出年月日は同年9月2日であることから、5か月余り遡って資格取得する処理がされたもの

と推認できる上、その10日後の同年9月12日に当該被保険者資格の取消処理が行われていることが確認できる。

また、日本年金機構は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取消処理について、A事業所から届出があったものと考えられる旨回答しており、当該被保険者資格の取消処理が不適切なものであったとまでは判断できない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100103号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100090号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成8年10月1日から平成11年10月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。
平成8年10月から平成11年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成10年5月1日から平成12年11月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。
平成10年5月から平成12年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成10年5月から平成12年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(平成10年5月から平成11年9月までの期間は、別表の1の訂正後の標準報酬月額)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を別表の3のとおり訂正することが必要である。
平成8年10月から平成12年11月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額(平成8年10月から平成10年4月までの期間は、別表の1の訂正後の標準報酬月額及び同年5月から平成12年10月までの期間は、別表の2の訂正後の標準報酬月額)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成8年10月1日から平成12年12月5日まで
A社で勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、給与明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べ、著しく低く記録されている。
調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成11年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、平成8年10月の定時決定(同年8月27日処理)で28万円、平成9年10月の定時決定(同年9月24日処理)で28万円、平成10年5月の随時改定(同年5月25日処理)で22万円及び同年10月の定時決定(同年9月8日処理)で22万円と記録されていたところ、同年9月21日付け

で、これらの記録を取り消して、平成8年10月1日に遡って9万2,000円に減額処理され、平成11年10月の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、請求期間のうち、平成8年10月1日から平成11年10月1日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与明細書を見ると、当該期間に係る標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる期間の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、遡及減額処理後の標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者と同様に、平成10年9月21日付けで、当初の記録を取り消して、標準報酬月額が9万2,000円に減額処理されている被保険者が、請求者のほかに12人いる上、請求期間当時、A社で厚生年金保険被保険者記録がある同僚二人は、請求期間当時、同社は経営状態が悪く、社会保険料を滞納していた旨回答又は陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年9月21日付けで行われた遡及減額処理は、事実即ししたものとは考え難く、請求者について、平成8年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成8年10月から平成11年9月までの標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額から、別表の1のとおり訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成10年5月1日から平成12年11月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（平成10年5月から平成11年9月までの期間は、別表の1の訂正後の標準報酬月額）を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成10年5月から平成12年10月までの標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の2のとおり訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成10年5月1日から平成12年11月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、請求者の報酬月額に係る届出や保険料納付についての回答が得られないが、請求者から提出された給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（平成10年5月から平成11年9月までの期間は、別表の1の訂正後の標準報酬月額）に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成8年10月1日から平成10年5月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金保険法第75条ただし書の規定により認定できる別表の1の訂正後の標準報酬月額と同額である。

また、請求期間のうち、平成12年11月1日から同年12月5日までの期間について、請求者から提出されたA社の代理人弁護士から交付された同年12月分の未払給与（平成13年

4月11日支払)に係る明細書を見ると、同年12月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該各期間について、厚生年金特例法により保険給付(年金額)の対象となる年金記録に訂正することはできない。

- 3 請求期間について、請求者から提出された給与明細書により、当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(平成8年10月から平成10年4月までの期間は、別表の1の訂正後の標準報酬月額及び同年5月から平成12年10月までの期間は、別表の2の訂正後の標準報酬月額)より高い額であることが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の3のとおり訂正することが必要である。

ただし、請求期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額(平成8年10月から平成10年4月までの期間は、別表の1の訂正後の標準報酬月額及び同年5月から平成12年10月までの期間は、別表の2の訂正後の標準報酬月額)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100103号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100090号

1 【請求期間のうち、厚生年金保険法第75条ただし書による訂正】

訂正期間	訂正前の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額
平成8年10月から平成10年4月まで	9万2,000円	28万円
平成10年5月から平成11年9月まで	9万2,000円	22万円

2 【請求期間のうち、厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正前の標準報酬月額(※1)	訂正後の標準報酬月額
平成10年5月から平成11年9月まで	22万円	28万円
平成11年10月から平成12年9月まで	9万2,000円	28万円
平成12年10月	9万8,000円	28万円

※1 平成10年5月から平成11年9月までの期間は、別表の1の訂正後の標準報酬月額

3 【請求期間のうち、厚生年金保険法第75条本文による訂正】

訂正期間	訂正前の標準報酬月額(※2)	訂正後の標準報酬月額
平成8年10月から平成12年10月まで	28万円	59万円
平成12年11月	9万8,000円	59万円

※2 平成8年10月から平成10年4月までの期間は、別表の1の訂正後の標準報酬月額
平成10年5月から平成12年10月までの期間は、別表の2の訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100099号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100091号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成10年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成10年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A事業所における被保険者資格喪失年月日が平成10年6月30日となっており、請求期間の記録がない。

A事業所には、平成10年6月30日まで在職しており、保管している同事業所の給料支払明細書を見ると、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されているので、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書及びB社の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成10年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、請求者の資格喪失年月日を同日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100045号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100030号

第1 結論

昭和56年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年*月から昭和59年3月まで

私が20歳になった時にA市役所から国民年金の加入の案内が届いたので、母が隣保の納付組織を通じて請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたが、国の記録では、請求期間が未加入期間となっている。

母は、請求期間当時、隣保の国民年金の対象者全員が国民年金保険料を納付した場合、A市から報奨金が支払われるので、国民年金に未加入者や未納者はいなかったと言っている。

そこで、隣保の納付組織が管理していた金銭出納帳の写しを提出するので、調査の上、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金の加入手続が行われた場合には、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和59年4月10日にA市において払い出されており、請求者に係るオンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿において、国民年金被保険者資格の取得年月日が同年4月1日であることを踏まえると、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、同番号によって請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者又は請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる場所、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関係しておらず、当該保険料の納付を行っていたとする請求者の母は、隣保の国民年金の対象者全員が国民年金保険料を納付した場合、A市から報奨金が支払われるので、国民年金に未加入者や未納者はいなかった旨主張しているところ、同市は、隣保の納付組織について、同市内の各地域内において当該組織があったと推察されるが、当該組織が徴収した国民年金保険料に応じた報奨金の支払いについては当時の資料が保管されておらず不明である旨回答している。

加えて、請求者から提出された隣保の納付組織が管理していたとする金銭出納帳の写しを見ると、請求期間にあたる昭和55年度から昭和58年度までの摘要欄に報奨金と同じ読み方の「報償金」「特別報償金」を含む。)の項目とその収入金額の記載が確認できるものの、当該金銭出納帳において、国民年金の加入及び保険料納付に関する記載は見当たらないことから、当該金銭出納帳からは、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付をうかがうことはできず、前述のA市の回答を踏まえると、当該金銭出納帳をもって、請求者の請求期間に係る国民

年金保険料が納付されたとする事情は見当たらない。

このほか、請求者又は請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者及び請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100812号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100092号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日から同年7月1日まで
② 平成24年7月1日から平成25年8月16日まで

A社を被告として、未払の時間外勤務手当の支払及び厚生年金保険被保険者資格取得日の訂正届の提出等を求めて提訴したところ、同社は、係争中に被保険者の資格取得日訂正届及び報酬月額算定基礎届を提出したが、当該届に基づく年金記録については、年金受給額に反映しない期間がある上、標準報酬月額については、裁判により認められた報酬月額に見合う標準報酬月額となっていない。

請求期間①及び②について、A社との裁判に係る経緯及び結果に基づき、年金受給額に反映するように、請求期間①の資格取得日を平成24年4月2日に、請求期間①及び②の標準報酬月額を38万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

近畿厚生局長は、平成*年*月*日に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、平成*年*月*日付け近厚発*第*号により、請求者の訂正請求に係る厚生年金保険原簿を訂正する旨の決定(以下「原処分」という。)を行った。

請求者は、原処分を不服として、厚生労働大臣に対し原処分の取消しを求めて審査請求を行ったものの当該審査請求を棄却するとの裁決を受けたため、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づき令和*年*月*日にB地方裁判所に対し、当該裁決及び原処分の取消しの訴えを提起した。その審理の過程において、当厚生局が再審査を行った結果、原処分を変更する事情が判明したため、以下のとおり判断する。

日本年金機構は、請求者が平成*年*月*日にC年金事務所に対してした厚生年金保険法第31条及び健康保険法第51条に規定する「確認の請求」に基づき、令和*年*月*日に、平成24年4月2日以降、A社を適用事業所とする被保険者資格を取得したことを確認する処分をし、同処分に伴い、請求者に関する厚生年金保険原簿に、平成24年4月から平成25年8月までの各月の標準報酬月額を38万円として保険給付の計算の基礎とする旨を記録した。これらによって、請求者が問題視していた原処分による権利利益の侵害状態が解消されたことから、改めて請求者の厚生年金保険の被保険者記録を訂正する理由はない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100084号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100093号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成20年12月15日は63万5,000円、平成22年12月15日、平成23年12月15日及び平成24年12月14日は65万円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日、平成22年12月15日、平成23年12月15日及び平成24年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月15日、平成22年12月15日、平成23年12月15日及び平成24年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月15日
② 平成22年12月15日
③ 平成23年12月15日
④ 平成24年12月14日

請求期間①から④までの各期間について、賞与明細書はないが、A社(平成23年3月16日にB社から名称変更)から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、当該各期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表、A社における元同僚の陳述及び複数の元同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間①から④までの各期間に同社から賞与の支払を受け、請求期間①は63万5,000円、請求期間②、③及び④は65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成26年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは、当該各期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100105号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100094号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を61万円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月15日

請求期間について、賞与明細書はないが、A社(平成23年3月16日にB社から名称変更)から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、当該期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の元役員及び複数の元同僚の回答等並びに元同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成26年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100117号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100095号

第1 結論

請求者のA社(平成23年3月16日にB社へ名称変更)における標準賞与額を平成15年12月17日、平成16年7月15日及び同年12月15日は61万円、平成17年12月15日は62万円、平成20年12月15日は63万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月15日、同年12月15日、平成17年12月15日及び平成20年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月15日、同年12月15日、平成17年12月15日及び平成20年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年12月
⑤ 平成20年12月

請求期間①から⑤までの各期間について、賞与明細書はないが、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、当該各期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までの各期間について、A社の元役員及び複数の元同僚の回答等並びに元同僚から提出された請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、請求期間①、②及び③は61万円、請求期間④は62万円、請求期間⑤は63万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与支給日については、A社における複数の元同僚のオンライン記録及び元同僚から提出された預金通帳の振込日等から、請求期間①は平成15年12月17日、請求期間②は平成16年7月15日、請求期間③は同年12月15日、請求期間④は平成17年12月15日、請求期間⑤は平成20年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成26年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは、当該各期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。